

報告第 5 号

処分報告（令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号））の件

次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 2 年度貝塚市一般会計補正予算（第 11 号）の件

令和2年度貝塚市一般会計補正予算（第11号）の件

令和2年度貝塚市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,251,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月12日 処分

貝塚市長 藤原 龍男

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		16,618,662	377,579	16,996,241
	1. 国庫負担金	5,812,972	13,143	5,826,115
	2. 国庫補助金	10,783,469	364,436	11,147,905
歳入	合計	46,873,442	377,579	47,251,021

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		13,326,528	5,000	13,331,528
	1. 総務管理費	12,569,171	5,000	12,574,171
3. 民生費		16,898,837	273,093	17,171,930
	1. 社会福祉費	6,632,320	66,336	6,698,656
	2. 児童福祉費	7,124,701	206,757	7,331,458
4. 衛生費		3,507,691	52,369	3,560,060
	1. 保健衛生費	787,376	47,050	834,426
	2. 清掃費	1,729,466	5,319	1,734,785
7. 商工費		560,747	27,117	587,864
	1. 商工費	560,747	27,117	587,864
10. 教育費		3,864,831	20,000	3,884,831
	2. 小学校費	1,478,897	13,200	1,492,097
	3. 中学校費	779,317	6,800	786,117
歳 出	合 計	46,873,442	377,579	47,251,021

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	町会活動支援事業	5,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害者手帳所持者（成年）へのプレミアム商品券配付事業	66,336
3. 民生費	2. 児童福祉費	未成年者へのプレミアム商品券配付事業	206,757
4. 衛生費	2. 清掃費	塵芥収集事業	2,166
7. 商工費	1. 商工費	プレミアム付商品券事業	27,117
10. 教育費	2. 小学校費	学校保健特別対策事業	13,200
10. 教育費	3. 中学校費	学校保健特別対策事業	6,800

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター設置運営事業	令和2年度～令和3年度	36,000千円